

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.155]]]]]]](2004.8.2)

明日、緊急記者会見

明日 8 月 2 日月曜は午後政府への要請を行う旨お知らせしておりましたが、それに先立ち記者会見を行います。内容は 1000 番台リストへの追加及び要請に関する説明です。したがって 8 月 2 日は次のような対応になります。

10:00 記者会見（場所・増元照明事務所）

増元事務所は文京区後楽 2-3-8 第 6 松屋ビル 301（調査会の下）です。お問い合わせは調査会事務所をお願いします。事務所が不在の場合は荒木携帯（090-8517-9601）にご連絡下さい。

14:30 政府要請（内閣府）

参加者：法律家の会・調査会役員、東京周辺の 1000 番台特定失踪者家族（総理大臣宛の未認定拉致被害者の認定を求める要請書を提出します）。

報道関係者各位 内閣府での取材については支援室にお問い合わせ下さい。要請の後の会見は行わず現場でのぶら下がりに対応する予定です。

参考情報

本日 17:30 からの TBS 系「報道特集」で特定失踪者問題が取り扱われます。重要な情報ですので視聴可能な方はぜひご覧下さい。

報道関係者各位 特定失踪者問題にかかわる報道をされる場合は事前にご連絡いただければこのメールニュースで紹介します。ご利用下さい。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.156]]]]]]](2004.8.2)

特定失踪者 1000 番台（拉致の可能性が高いと判断される失踪者）第 7 次発表リスト

藤田 進 ふじた すすむ（当時 19 歳）

生年月日：昭和 31（1956）年 6 月 16 日

失踪年月日：昭和 51（1976）年 2 月 7 日

当時の身分：東京学芸大学保健体育 D 類 1 年生

当時の居住地：埼玉県川口市

失踪場所：朝、家を出たきり行方不明。

失踪当時の状況：失踪当日 6:30 ~ 7:00 頃、以前から働いていたガードマンのバイトに行く
くといって服を持って家を出たまま帰らず。

1000 番台リストに入れた根拠

脱北者が持ち出した拉致被害者と思われる日本人の写真が失踪者本人と同一人物である
ことが明らかになった。

他の失踪理由が存在しない。

失踪者の居住地が拉致・失踪の集中する川口である。

久米裕拉致事件の前年の事件であり、隣接した小金井市の大学に通っていた。久米裕と
同じガードマンのアルバイトをしていた。

大学のあった地域周辺で同時期に多くの失踪者が存在する。

本日政府に要請

法律家の会と調査会では本日 14:30 より政府に対して未認定拉致被害者の認定を求める
要請を行います。要請する内容は次の通りです。

平成 16 年 8 月 2 日

内閣総理大臣

小泉純一郎様

北朝鮮による拉致被害者の救出にとりくむ法律家の会

共同代表 木村晋介

同 藤野義昭

特定失踪者問題調査会

代表 荒木和博

特定失踪者家族支援委員会

委員長 真鍋貞樹

政府未認定拉致被害者の認定に関する要請

拝啓

総理におかれましては日々拉致事件の完全解決に向けたご尽力、心より敬意を表します。

さて、北朝鮮による拉致被害者の救出にとりくむ法律家の会（以下「法律家の会」と略）および特定失踪者問題調査会（以下「調査会」と略）では、現在調査会にある約 400 人のリストのうち、本日時点で 32 人について「拉致の可能性が高い」とする、いわゆる 1000 番台リストとして発表しております（別表参照）。そして法律家の会ではご家族および調査会との連携のもと、本年 1 月 29 日までに以上のうち 16 人について告訴・告発を行っております。残りの 16 人についても 9 月末ないし 10 月に一斉告発を行う予定です。

調査会による調査では拉致被害者は少なくとも 100 人以上、おそらくはそれよりはるかに多くの日本人が拉致されていると推定されます。しかし、政府の拉致認定は、一昨年総理訪朝で北朝鮮側が拉致を認めた曾我ひとみさん、石岡亨さん、松木薫さんの他に曾我ミヨシさんを加えた 4 人を認定したのみで、合計 15 人にとどまっています。これはあまりにも実態とかけはなれたものと言わざるを得ません。

つきましては別表の「1000 番台リスト」32 人について早急に調査のうえ、拉致被害者として認定していただき、所要の対応をしていただきたくお願い申し上げます。また、政府認定者と特定失踪者の中間にある寺越昭二さん、外雄さん、武志さん、福留貴美子さん、田中実さん、小住健蔵さんについても早急に認定をされるとともに、特定失踪者の中でまだ 1000 番台リストに入っていない失踪者、さらにそれ以外の拉致の可能性のある失踪者についても早急かつ真剣な調査を行われ、拉致が明らかになった場合は迅速に政府認定を行うよう希望する次第です。

なお、失踪者のご家族は現在の「10 件 15 人」で拉致問題が幕引きされてしまうのではないかと、非常に懸念しております。ぜひとも私たちやご家族の声を直接お聞き下さい。何卒真摯な対応を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

敬具

報道関係者各位 内閣府での取材については支援室にお問い合わせ下さい。要請の後の会見は行わず現場でのぶら下がりに対応する予定です。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.157]]]]]]](2004.8.6)

藤田進さんと思われる人物の写真の鑑定結果発表についての記者会見

先日藤田進さん（埼玉県出身、昭和 51 年失踪。特定失踪者にはもう 1 人新潟県出身で昭和 40 年に失踪した同姓同名の藤田進さんがいます。お間違えのないようご注意ください）と思われる拉致被害者の写真を発表しましたが、この写真の鑑定結果が来週月曜ご家族に伝えられます。その内容についての記者会見を以下の通り行います。

- 1、日時 8月9日(月) 13:00 ~
- 2、場所 増元事務所
文京区後楽 2-3-8 第6松屋ビル3階(調査会の1階下)
お問い合わせは調査会事務所までお願いします。
- 3、内容 鑑定結果の説明
- 4、参加者 藤田隆司さん(弟)、調査会関係者

一斉告発日程決定

1000番台リスト32人のうち、まだ告発を行っていない16人について、法律家の会(木村晋介・藤野義昭共同代表)では9月28日(火)に行うこととなりました。すでに各案件についての担当弁護士も決定しています。今後調査会と連携をとりながら告発状の作成に取り掛かる予定です。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.158]]]]]]](2004.8.8)

山本美保さんの件で山梨県警に質問状

昭和 59 年 6 月 4 日に失踪した山本美保さんの件については何度もお知らせしていますが、いまだにさまざまな疑問が解明されていません。これについて、ご家族と地元の支援団体・調査会では来る 10 日（火） 10:00 から山梨県警を訪れ質問状を提出します。県警側では文書での回答を避け、その場で口頭での回答にしたいとの意向もあるようですが、現在調整中です。

県警での質問状提出の後、13:00 より甲府ホテル（甲府駅北口 Tel 055-252-1311）で記者会見を行います。会見にはご家族及び支援者が参加の予定です（調査会からは代表荒木と山下滋夫理事が参加しますが、日程の都合で荒木は会見には参加せず先に帰京します）。

藤田進さんと同一人物であるとの結果--鑑定書

昨日9日、午前10時より川口出身で昭和51年に失踪した藤田進さんの写真と先日発表された写真が同一人物であるという鑑定結果が発表されました。すでに多数報道されていますので詳細は略します。鑑定書は一両日中にニュースで流します。午後行われた記者会見の後弟の藤田隆司さんと真鍋貞樹専務理事が内閣府を訪れ鑑定書の内容を報告、政府の認定を依頼しました。

(報道機関の方へお願い)

すでに藤田さんの写真以外にも別の人物の写真が何枚か出ており、私たちも様々な報道機関の方々から照会を受けています。このようなことは今後さらに増えてくることが予想されます。これについてはもちろん私たちに法的拘束力はありませんが、トラブルを避けるため、以下について協力をお願いします。

写真を生で公開するのはその写真が本人であることにほぼ間違いないという確信が持てる状態で、なおかつご家族がその写真を公開することに同意されている場合に限り下さい。「こういう写真を持っている」ということで報道される場合はぼかしを入れるなどして識別できないようにしていただくと幸いです。

これは主に次のような理由によります。

(1) 家族が知らないところで氏名が特定されない写真として突然報道された場合トラブルになり、場合によっては訴訟等に発展する可能性もある。特に家族が拉致の可能性を考えていながら、家庭の事情などであえて名乗り出ていない場合は状況が複雑化する。

(2) この事態を受けて今後写真が多数流出する可能性があるが、その場合、北朝鮮側がディスインフォメーションの一環として拉致と関係ない人物の写真を出して日本側の混乱をはかる可能性がある(たとえば、中国国境で北朝鮮側に泳いで渡った日本人女性などは、北朝鮮側のヤラセで「自分から北朝鮮に行った」という事例があるという、アリバイ作りの可能性があります)。

(3) 同様、脱北者の持ち出すものでも、「日本人拉致被害者である」とした写真の中に在日帰国者や日本人家族、あるいは全く関係ない人物が混じる可能性もある。これは悪意なく誤認している場合もあるでしょうし、カネ目当てに言ってくる場合もあると思います。

もちろん、情報の収集は積極的に行うべきで、藤田さんのケースにしても政府が積極的にやっつけさえすればすでに明らかになっているはずですが、「角を矯めて牛を殺す」の愚をおかしてはなりません。ご留意いただければ幸いです。調査会では報道機関から持ち込まれた情報については現在秘密を厳守して調査しています。複数の報道機関から同じ人物と思われる写真が持ち込まれることもあり、若干混乱していますが、その対応の仕方も

含めご迷惑をおかけしないよう注意していくつもりですのでご協力をお願い申し上げます。

今日山本美保さんの件で山梨県警に質問状提出

ニュース 158 号でお知らせした通り、本日 10 時、山本美保さんのご家族、地元支援者及び調査会の連名で山梨県警へ質問状を提出します。内容は以下の通りです。県警側はその場に対応するとのことです。

平成 16 年 8 月 10 日

山梨県警察本部長 殿

森本 美砂（山本美保の妹）

荒木 和博（特定失踪者問題調査会代表）

清水 仁（美保さんの家族を支援する会代表）

「山本美保」に関する公開質問および要請

山梨県警におかれましては、「山本美保」の行方不明の真相究明に関しまして、多大なご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年 3 月 5 日に行われました「山形の遺体と美保の双子の妹の DNA が一致、自殺の可能性」との山梨県警の発表につきまして、山本美保の家族及び支援団体は、多くの専門家と関係者のご協力を得て、様々な検証を進めてまいりました。

その結果、山梨県警の発表は多数の疑問点が浮き彫りになり、家族・支援団体とも現況においてはそれを受け入れすることはできません。

そこで、疑問点解消のため、以下の 4 項目の質問について具体的にお答えくださるようお願い申し上げます。

- 1 . DNA が一致したとされる山形の遺体について、「遺留品」「衣服のサイズ」「座高のサイズ」が山本美保とは著しく異なっているが、この点について山梨県警はどのように認識し、またどのように考えているか教えていただきたい。
- 2 . 山本美保失踪から 17 日後に発見された山形の遺体は、屍蠟化が進み、歯が抜け落ち、一部白骨化していた。この短期間でそのような遺体の変化は起こりえないという専門家の意見であるが、この点について山梨県警はどのように考えているか教えていただきたい。
- 3 . 山形大学に保管されてあった骨髄は、何時、誰が受け取りに行き、どの期間どこに渡

され、どのような状態で処理され、それがまた、どのような経路で名古屋大学に渡されたのか、明らかにしていただきたい。山形の骨髄が名古屋大学で検査された試料であるの同一性を証明する法的根拠および比較された二つの試料が同一人物のものでないことを証明する法的根拠を示していただきたい。

4. 山形の遺体とのDNA鑑定は、一年半の間に渡って、家族がまったく認識していない状態で進められていた。その様な不可思議で納得のいかない過程で行われた鑑定によって重要な試料が消滅してしまったことに強い不信感を抱かざるを得ないが、今回のDNA鑑定が、家族が認識していない状態で進められたのは、いかなる理由によるのか説明をしていただきたい。

また、家族が了解しており証拠隠滅の可能性もないのに鑑定書類の開示ができないという法的根拠は何か。

以上、4項目について誠意ある回答を、8月19日までに文書にて回答していただけますよう重ねてお願いいたします。

あわせて、DNA鑑定以外の要件が全て食い違っている現状においては、DNA鑑定そのものにも疑念を抱かざるをえず、このままでは、家族及び支援団体、また多くの県民も納得することはできません。是非とも、納得できるような徹底した捜査を、継続していただけるよう切に要望いたします。

県警での質問状提出の後、13:00より甲府ホテル（甲府駅北口 Tel 055-252-1311）で記者会見を行います。会見にはご家族及び支援者が参加の予定です。調査会からは県警は代表荒木と山下滋夫理事が訪れ、会見には山下理事が出席する予定です。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.160]]]]]](2004.8.11)

明日から日朝実務者協議

明日から日朝実務者協議が行われます。この場で藤田進さんをはじめとする特定失踪者の問題を政府がどう扱うのが注目されるのですが、一方で9日に開かれた「日朝国交正常化に関する関係閣僚会議専門幹事会」(安倍官房副長官時代に官房副長官を議長として設置され、現在の議長は杉浦副長官)で、警察庁は、北朝鮮脱出の男性が所持していたとされる写真が1976年に行方不明になった藤田進さんと酷似しているとの見方に関連して「現時点で拉致被害者と認定するに足るだけの資料は集まっていない」と報告したと報道されています。

杉浦副長官はこの後の記者会見で、藤田さんとされる写真について「今のところ、出所がはっきりしない」と指摘し、認定のためには写真の入手経路の確定が必要との認識を示したとのことです。つまり、「認定して欲しければこの写真を誰がどうやって持ち出したかを明らかにせよ」ということですが、これはつまり「全部民間でやってきなさい」ということに他ならず、正直なところ呆れてものが言えないといったところです。

私たちが、というより国民が政府に期待しているのは拉致被害者を救出することであって間違い探しではありません。

今回の藤田さんの写真ではないにしても拉致被害者である可能性のある写真を政府機関の人間(おそらくは外務省)に手渡している脱北者はいるのです。しかし、それを警察が失踪者の中から照合したという話は聞いたことがありません。外務省は外務省、警察は警察という枠の中で、とりあえず「仕事をしています」という証拠を残そうとしたに過ぎないから何も進まないのです。

それぞれの役所が自らの整合性を追求している限り、たとえ拉致被害者が救われなくても責任を問われることはないというのがこの国の構造です。しかし、ここに完全に欠落しているのは国家としての整合性です。北朝鮮の国家目的による拉致という明確な主権侵害によって、多数の国民が基本的人権を侵害されて長期間拘束されているという、この異常な事態を正常にすることこそが国家としての整合性を取り戻すことになります。

ご家族にせよ、報道関係者にせよ、私たちにせよ、民間がこういうことをやっていることに対し、政府関係者や政治家は「プロである自分たちの能力や存在意義が問われている。恥ずかしい」という思いをもっていたきたいものです。

昨日山本美保さんの件でご家族、地元支援者の皆さんと山梨県警を訪れ質問状を提出してきました。その場での口頭による回答ということで、少しは疑問が氷解するかと思いましたが、極めて重大な問題である衣類のサイズの違いや遺留品の問題などについては一切答えることなく、要は「DNA鑑定結果は間違いない。他の要素がどう違っているかについて関係ない」といった話でした。「我々は誠心誠意やってきました」といった話が延々をさ

れるのを聞いていると、警察庁に行ったときや他の県警に行ったときの対応と重なり、デジャ・ビュ（既視感）すら覚えました。

日本中の警察がそんなに一所懸命にやっているなら、何十年もかかって拉致事件を 15 人しか認定できない（しかも、警察が独自で明らかにしたケースは 1 件もない）というのは組織全体の存在意義を問われるものだと思っただきたいものです。このニュースをご覧の方の中には警察の関係者もおられますが、本当の意味で一所懸命やっている最前線の方々の労苦が報われるようになることを心から望んでいます。

私たちは拉致問題を専門に取り扱う組織を作ってもらいたいと思っっていますが、まず第一歩としては警察以外の情報機関をもっと活用し、警察の行っている「事件捜査」という観点と別の角度からの拉致問題へのアプローチをすることが必要だと考えます。

拉致問題に取り組み、その中でこの国の矛盾を見るにつけ「こんな大事なことはお役所に任せられない」という思いを強くしています。一刻も早くそのような思いが杞憂であったと思えるようにしてもらいたいものです。
(荒木和博)

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.161]]]]]](2004.8.12)

情報の訂正

特定失踪者の布施範行さんについて、失踪時期が1年誤っていたことが分かりました。これまでの発表は昭和53(1978)年3月失踪となっていました。52年3月が正しいとのこと。

他のケースも含めてですが、時間が経ってしまっているため、失踪時期についてもご家族の記憶が曖昧な場合も少なくありません。あらためて時間の長さを痛感します。

なお、布施さんは昭和51年3月に東京武蔵野市の亜細亜大学を卒業していますが、この隣の小金井市にあったのが昭和51年2月に失踪した川口市の藤田進さんが通っていた東京学芸大学です。武蔵野市から三鷹市を隔てた南にある調布市の電気通信大学に在学していた高野清文さんは同年7月に神津島で失踪しています。この地域では翌52年に三鷹市役所のガードマン久米裕さんが連れ出され能登半島から拉致されています。調査会ではこれらの関係も調査を行っています。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.162]]]]]](2004.8.12)

藤田進さんの写真に関する鑑定書

以下、鑑定書の全文をお知らせします。なお、文中丸数字は文字化けする可能性があるため<1><2>のように記載しています。

鑑定書

目次

- 第・章 緒言
- 第・章 検査記録
- 第・章 説明
 - ・ 鑑 定

第・章 緒言

平成 16 年 7 月 19 日付鑑定委託書により、埼玉県川口市南町 1-13-3 藤田孝司は、東京歯科大学法人類学研究室助教授、橋本正次に対し、同氏の兄で 1976 年 2 月 7 日に行方不明になったという藤田進の行方不明前の写真と、本年 7 月 6 日に TBS の吉田豊氏から渡されたという脱北者が持っていたとする写真に写っている人物について、両者が同一人であるか否かの判断が困難であるとのことで、下記事項の鑑定を囑託した。

そこで、上記橋本正次はこれを諒承し、必要なる検査を行い、その結果に基づいて本鑑定書を作成した。

鑑定資料

- (1) 藤田進の小学校から高校までに撮影されたスナップ写真 8 枚
 - (2) TBS の吉田豊氏提供の人物写真 1 枚
- (但し、平成 16 年 6 月 27 日北朝鮮からの脱北者から受領したというもの)

鑑定事項

- (1) 鑑定資料(1)に写っている藤田進と鑑定資料(2)に写っている人物は人類学的に見て同一人であるか否か。
- (2) その他参考事項

第・章 検査記録

1 鑑定資料(1)についての所見

本資料は、藤田進の小学校時代から高校までに撮影されたというスナップ写真 8 枚である。各写真は、01 から 08 の番号を付し図 1 および図 2 として添付してある。これらの写真の中で最も失踪時に近い時期に撮影されたと思われる 08 の写真について本人の頭蓋顔面全体と各顔部品の特徴を観察すると以下のとおりである。

顔の輪郭は、方尖形と方尖円形の間のような形状を呈している。

頭髮は、左眉尻に近い位置での上方で左わけをしている(図2の08<1>)。また、06や07の写真からは、そのわけ目は左側にあることは容易に推測がつくものの明瞭ではない(図2の06および07の<2>)。さらに、07ではわけ目近くの短い前髪はそのまま下方に垂れたようになっている部分があり(図2の07の<3>)、08に見られるように右側方への櫛目が入っていない。

眉については左右の眉根(まゆ毛の鼻に近いほうの端をさす)が左右の目の内眼角のほぼ上方に位置し(図2の08の<4>)、右眉は頭骸骨上の目の窪みである眼窩の上縁の下方を外側方に(図2の08の<5>)、左眉は同様の位置を僅かに外側上方にそれぞれ流れ(図2の08の<6>)、眉尻では眼窩上縁上に終わっている。左右の眉根の間、すなわち眉間にはその下方にある頭骸骨の眉間隆起が眉根からの延長上に沿って観察され、鼻根部の上方に膨らみとして認められる(図2の08の<7>)。さらに、左眉の外眼角上方から内側方向に線状の傷様部位が観察される(図2の08の<8>)。この特徴は、図1の04や図2の07にも観察されることから、少なくとも本人の高校時代からの特徴と見ることができる。

眼については、鼻根部と鼻の先端、人中から口唇の中央を結ぶ正中線を引き、その線に対して右眼の外眼角を通る水平線を引くと、左眼の外眼角はその線の上方に位置する、つまり左眼が僅かに上方にあるという特徴が観察される(図2の08の<9>)。眼は左右ともに奥二重であると思われる。

鼻については、鼻筋が通り、鼻尖部は丸みを帯びた形状を呈している。人類学的に鼻は形態により、狭鼻、中鼻、広鼻に分類されるが、藤田進の鼻は中鼻に属するものである。正面観において鼻孔の形状も観察される。

口については、口唇の厚さによる分類では中程度ということになる。また、左右口角部から赤唇部を経て人中下方まで形状がよく観察されるが、この特徴については鑑定資料(2)との比較の項で述べる。

耳については、右耳は耳介部の耳輪と対輪の上端から耳垂まで、そして左耳は耳垂部分がそれぞれ正面観で見ることができる。右耳の上方での耳輪はほぼ同じ細い幅をもって耳介を縁取っているが、その途中では対輪と耳輪の外方への張り出しがほぼ同じ高さになっているように観察される(図2の08の<10>)。耳垂については、下端が右耳では外側方向に出てから上方に、左耳では外側方向にほとんど出ることなく斜め上方に向かっていくという形態が認められる(図2の08の<11>)。

尚、顔部品の位置関係については、鑑定資料(2)との比較の項で述べる。

2 鑑定資料(2)についての所見

本資料は、平成16年6月27日TBSの吉田豊氏から鑑定嘱託人藤田隆司が提供を受けたという人物写真1枚である。鑑定嘱託人は吉田豊氏から、この写真が平成16年6月27日に北朝鮮からの脱北者から受領したというものであるという説明を受けたという。

また、鑑定嘱託人から鑑定人橋本正次に対し、本年8月5日、テレビ朝日の木村浩氏より鑑定資料(2)と同一人と思われる新たな写真を受け取ったので、比較対象資料に加えてほしいという旨の依頼があった。そこで、橋本正次はこれを了承し、追加資料として加えることにした。これら二枚の写真については、図3に示したとおりである。いずれも、正

顔写真で背景が一色であることから、証明書用写真であると推察される。

これらの写真の人物に共通の明らかな特徴として、左眉の線状の傷様部位の存在（図3の<1>）、眉の形状や濃い部分の一致、左眼の外眼角が右眼の外眼角より高位にある（図3の<2>）、鼻や口、耳の形状など明らかに一致などをあげることができる。また右耳については明らかな形態的一致を認める。さらには、顔面上の小さなホクロ様の黒い点の位置まで合致している（図3の<3>）。以上の所見、すなわち顔面上の本人固有の特徴と思われるものを複数含むほとんどの特徴の一致、さらには全体が観察された右耳の個々の部位の形態特徴の一致から、両者は同一人と考えて差し支えないと判断された。

これら二枚の写真から人物の頭蓋顔面上の特徴を観察すると、以下ようになる。

顔の輪郭については、頬部の膨らみが僅かに異なるために印象も異なるが、方尖形あるいは方尖円形と分類できる。

頭髪については、鑑定資料(2)と追加資料ではともに分け目が明瞭ではない。しかし、鑑定資料(2)では、分け目らしき部位が左眉の傷様の部位のほぼ上方にあることが明らかであり（図3の上段の<4>）、前髪は右側方へまとめて流れ、額上方を被っている。一方、追加資料では短い前髪が額に垂れている（図3の下段の<5>）。

左右の眉については、眉根が内眼角のほぼ同じ位置からはじまり（図3の上段の<6>）、右眉は頭骸骨上の眼の窪みである眼窩の上縁の下方を外側方に、左眉は同様の位置を僅かに外側上方にそれぞれ流れ、眉尻では眼窩上縁上に終わっている。左右の眉根の間、すなわち眉間にはその下方にある頭骸骨の眉間隆起が眉根からの流れに沿って観察され、鼻根部の上方に膨らみとして認められる。さらに、左眉の外眼角上方から内側上方に線状の傷様部位が観察される（図3の上段および下段の<1>）。

眼については、水平線に対して左眼が右眼より僅かに上方に位置している（図3の上段および下段の<2>）。鑑定資料(2)では左眼は二重である（図3の上段の<7>）しかし、追加資料では明らかに奥二重として観察される（図3の下段の<7>）。右目はいずれも奥二重であると思われる。

鼻については、鼻尖部は丸みを帯び、中鼻に分類される形状を呈している。正面観において鼻孔の形状を観察することができる。

口については、口唇の厚さは中程度である。上唇の形状は、左右の口角から赤唇部、そして人中下方の皮膚部にいたる形状に特徴が認められる。

耳については、左右ともに全体の前方観を観察することが可能である。耳介部の耳輪は耳の上方 1/3 部で細い幅で耳介の縁取りとなっており、中位 1/3 では対輪が外側に張り出し耳輪とほぼ同じ高さになっている。下方 1/3 の部分は耳垂でその形状は平坦である。左側の耳垂は対輪の下方に浅い溝が認められる。左右の耳垂の顔面皮膚からの張りだし方向が左右対称になっていない。すなわち、下端が右耳では外側方向に出てから上方に、左耳では外側方向にほとんど出ることなく斜め上方に向かっていくという形態が認められる（図3の上段の<8>）。

3 鑑定資料(1)と(2)の比較についての所見

1) 顔の輪郭の比較に関する所見

顔の輪郭は、両資料ともに方尖形ないし方尖円形に分類される形態である。両者の区

別は難しく、この意味においては顔の輪郭については類似しており、矛盾はないと考えられる。

2) 顔部品の解剖学的配置の比較に関する所見

鑑定資料(1)と鑑定資料(2)の顔面部を等倍に拡大した後、鑑定資料(2)を鑑定資料(1)の横と下方に置き、それぞれの顔部品の上下の高さと左右の幅の位置関係を示したのが図4であり、顔面のほぼ平面上に位置している眉、眼、鼻、口の部分を、いわゆるスーパーインポーズ法で比較したのが図5である。いずれの画像においても、両者は酷似している。ただ、図でもわかるように、鼻と口の高さをあわせると形態的特徴も含めてきわめてよく合致しているが、眼や眉の位置で僅かにずれが観察される。同様に眉と眼の位置関係をあわせると両者は合致するが、鼻や口の部分で僅かにずれる。つまり、顔面上で離れたところの顔部品の上下的位置関係が僅かに異なる。これは、鑑定資料(1)と(2)では一見カメラに対して同じ向きで撮影されているように見えるが、上下の向きにおいて僅かに異なっているために生じた違いであると考えられる。また、顔面平面より奥にある耳の幅においても両者は僅かに異なるが、これについても撮影距離の違いが影響していると考えられる。撮影条件と二次元画像の特徴の関係については、第・章の説明において述べる。

3) 顔部品の比較に関する所見

(1) 頭髪に関する所見

本章1と2において述べたように、頭髪の分け目の位置などは鑑定資料(1)と(2)で一致している。また、追加資料に見られた分け目が明瞭でなく前髪が額に垂れている状態は、鑑定資料(1)の別の写真(図2の06)の特徴と何ら矛盾がない。写真上から推察される髪の性状においても両者は矛盾がないものと判断される。

(2) 眉に関する所見

左右の眉の顔面上の位置的な特徴については、本章の1と2および図2の08の<4>と図3の上段の<6>に述べた通り、両者は非常によく合致している。また、左眉には毛が薄くなった傷様の部位がともに存在しているが、その部位も合致している。この傷様の部位は、鑑定資料の別の写真(図1の04や図2の07)にも認められ、その状態は加齢とともに明瞭になってきているように思われる(図6)。従って、その状態が鑑定資料(2)において進んでいても何ら矛盾するものではないと考える。このような明らかに本人固有と思われる特徴がともに認められることは、両者が同一人である可能性を強く示唆していると考えるのが妥当である。さらに、頭骸骨の特徴との位置関係においても一致している。つまり、右眉の眉尻の位置に見られる骨の稜線と窪み(図7の赤色の矢印)、眉の流れと眼窩上縁の位置関係(図7の黄色の矢印)などである。

(3) 眼に関する所見

眼については、特に右眼の形状が上瞼の特徴も含めてまったく同じである。左眼の上瞼についても、鑑定資料(2)では鑑定資料(1)とその特徴が異なっていたが、追加資料においてまったく同じであり、両者を別人とする根拠とはなりえない。左右の

目の位置関係については、図2の08と図3の上段の写真に示したように、顔面上に正中線を引き、それに右眼の外眼角を通る垂線を引くと、左眼の外眼角はともにその線の上方に位置している。この特徴についても本人に固有のものと考えられ、両者が同一人である可能性を示唆するものである。

(4)鼻や口に関する所見

鼻や口については、人類学的な分類に従えばともに中鼻で中等度の口唇ということになり、両者に形態的な矛盾はない。さらに、両者の形状をより詳細に比較するには、重ね合わせてその類似性を見るという方法が考えられる。その結果が、図5の下の写真である。この図は、鼻と口を中心にして重ね合わせたものである。従って、本項の2)でも述べたように、眉や眼においての僅かなずれが観察される。しかし鼻や口においては両者はまったく矛盾なく合致している。さらに、左右の鼻孔の見え方や形状においても、撮影時の上下の向きとの僅かな違いを考慮すれば酷似しており、両者に何ら矛盾するものではない。

(5)耳に関する所見

鑑定資料(1)の耳は、左右ともに頭髪により全体を見ることはできないが、観察しうる範囲において両者の形状は非常によく合致している。右耳の比較については、図8に示した通りである。耳介の上方では細い幅の耳輪が縁取り(図8の<1>)、中位では対輪が外方に張り出して耳輪と高さがほぼ等しくなっていること(図8の<2>)、耳垂の形状などが両者で一致もしくは酷似していると言える。さらに、左右の耳垂下端の顔面に対する付着状況が、左右はまず外側方向に水平に出てから上方に、左耳では外側方向にほとんど出ることなく斜め上方に向かうという左右非対称であり、この特徴が両者で一致している(図2の08の<11>と図3上段の<8>)。被写体に対するカメラの角度を考慮しても、この非対称性は明らかに本人に固有の特徴と考えられるものであり、それが鑑定資料(1)と(2)で一致していることは、両者が同一人である可能性を強く示唆するものであると判断するのが妥当であろう。

第・章 説 明

1 写真は、三次元の被写体(立体)を二次元(平面)に置き換えたものである。その際、被写体との撮影距離や撮影角度が二次元画像の特徴に影響を及ぼすことになる。撮影距離の長い短い、奥行き(カメラに対して前後の深さ)の部分での被写体の拡大率の大小に関係する。つまり、遠い距離から撮影すれば深さのある部位での拡大率は1に近づき、近くなればなるほどその値は小さくなっていく。これは、パースペクティブエラーと呼ばれるものである。人の顔で言えば、ほぼ顔平面上にある眉や眼、口などがカメラに正対していれば、カメラのフィルム面とほぼ平行で、奥行きがないことになる。つまり、このような顔部品については深さを考慮する必要がないということになる。しかし、この平面から後方に位置している耳は撮影距離の影響を受ける。撮影距離が長い写真画像では左右の耳の幅は実際に近い値になり、短ければその幅も縮小されて近づいて見える。

一方、被写体に対する撮影角度が変われば、写真にうつる被写体の画像の向きが異なるのは当然である。正面を向いた顔や横顔、斜め横顔などは頭顔面部を左右に回転したことになる。また、頭顔面部を回転しないで、上下に方向を変える、つまり上前方や下前方、あるいは正面を向いたりした状況で撮影される。左右に回転した画像では顔部品の高さの位置関係は変わらないが左右では異なってくる。また、回転しないで俯角、仰角を変えれば顔部品の高さの位置関係は変わるが、左右のそれは同じである。従って、撮影距離や撮影角度が異なる場合においても、条件がよければ異同識別は可能であるといえる。しかし、異なる写真上の人物を比較照合して、確実な、あるいは蓋然性の高い結果を得るためには、撮影条件が同じか、酷似していること、できれば撮影方向が正面観、あるいは斜め前方観が理想である。

本件の場合、鑑定資料(2)は証明書用写真と見られる正面から撮影された写真であり、顔部品はほとんど観察可能である。また、鑑定資料(1)についても主として比較照合に用いた写真は正面観の証明書用写真であり、鑑定資料(2)と同じ顔部品の観察が可能である。また、これらの鑑定資料の撮影距離もほとんど変わらないと推測される。従って、本件資料は鑑定事項である写真上の二者の異同識別を行うのには、非常に理想に近い資料であるといえ、その結果は十分信頼できるものであると考えられる。

2 異なる写真に撮影されている二者の顔から同一人であるか否かを判断する場合の検査方法としては、<1>顔面頭蓋部の輪郭の比較、<2>顔部品といわれる眉や眼、鼻、口、耳などの頭蓋顔面上での解剖学的位置関係の照合、<3>各顔部品の形態的特徴などの比較、<4>一般集団においては稀である特徴や本人に固有の特徴の存在の有無などを調べる等があげられる。これらの中で、<1>から<3>については、他人でも個々で見れば顔の形がよく似た人や顔部品の配置が似ている人、顔部品の形状が似た人がいることは事実である。従って、一つや二つの特徴が似ているからといって同一人である可能性が高いといった判断はできない。しかしながら、これらの特徴を組み合わせたすべてが、酷似、または類似するとなれば、その判断は変わらざるを得ない。つまり、両者が同一人である可能性が高くなるということである。加えて、<4>の一般集団では稀な本人固有と思われるような特徴が両者に存在すれば、同一人である可能性がさらに高まることになる。

一方、両者に明らかな相違、つまり説明のできない相違が認められれば、両者を別人と判断することになる。

本件の場合、<1>の顔面頭蓋部の輪郭については一致しているという所見が得られた。<2>の顔部品の位置関係では、顔面平面上にある眉や眼、鼻、口などを重ね合わせ方で同時に照合すると、僅かに上下的なずれが認められる。しかしながら、近い位置関係にある左右の眉と眼、鼻と口を別々に重ね合わせると非常によく合致するのが観察できる。これは本章1で述べたように、撮影時どちらの画像も正面を向いているものの、僅かに上下的に違いがあるために離れた部位において僅かなずれが生じたものと考えられる。また、重ね合わせ画像では耳の左右的な位置関係にも僅かなずれが観察される。この差についても、本章1で述べたように、撮影距離の違いによるものと考えればなんら矛盾するものではない。

<3>の各顔部品の比較結果については、前章に述べた通り、左眼の上瞼が鑑定資料(1)で

は奥二重であるのに対し、鑑定資料(2)では二重で蒙古ヒダが認められる点で異なっている以外は、すべてその形状、さらには外から見える頭蓋骨の特徴との位置関係において極めてよく合致している。瞼に関する相違については、環境によって影響を受けるその周囲組織の変化によって生じたものと考えられ、説明のできない明らかな相違であるとは考えられない。また、本年8月5日、テレビ朝日の木村浩氏より提供された鑑定資料(2)の人物と明らかに同一人を撮影している写真(図3の下段)では、左瞼は奥二重である。つまり、鑑定資料(1)の所見とまったく同じである。この事実は瞼の形状が環境により変わるものであることを証明している。

<4>については、左眉に観察された斜め線状に毛の生えていない部位の存在である。この部位については、鑑定資料(1)の他の写真にも観察できることから小さいころからの本人の特徴であったと考えられる。このような特徴は一般集団においては極めて稀なものであり、それが比較された写真の両者に認められたということは、この特徴だけをもってしても両者が同一人の可能性が極めて高いことを示唆している。

3 異なる写真に写っている二者の異同識別における鑑定結果として鑑定人は通常、<1>同一人と考えて差し支えない、<2>同一人である可能性が極めて高い、<3>同一人の可能性が非常に高い<4>同一人の可能性が高い、<5>同一人か否か判断ができない、<6>別人と考えられる等の表現を用いている。これらの表現の意味するところは、<1>から<3>については肯定的であり、<1>と<2>についてはほとんどその差はないと考えて戴いて結構である。ただ、表現的に分けているのは、撮影方向の異なる比較資料が複数あり、そのいずれにおいても本人固有の特徴や極めて稀な特徴を含むすべての特徴が合致しているような場合には<1>の表現を使い、特徴の合致条件は<1>と同じでも、一方の比較資料が一枚あるいは複数枚であっても撮影条件がほとんど同じような写真で観察される特徴点も増えない場合には<2>の表現を使うようにしている。たとえ一致する特徴が多く認められるような場合でも、それらの特徴が集団内において比較的一般的なものである場合には<4>の同一人の可能性が高いといえても、それ・ヨ幣紊良集修鯨儂い襪里脇嵐靴あ<5>の表現は、同一人と判断する材料も乏しく、かつ説明のつかない明らかな相違も認められないような場合に用いている。一方、両者に明らかな相違が認められれば、<6>の両者は別人と考えられると判断することになる。

本件の場合、本章2の<1>から<4>に述べた各特徴の一致度から見れば、本項に述べた鑑定結果の<1>の同一人と考えて差し支えないという表現を用いることも可能かと思われるが、本項に述べた基準に従って、鑑定資料(1)に写っている藤田進と鑑定資料(2)に写っている人物は同一人の可能性が極めて高いと判断するのが妥当であろう。

・ 鑑 定

前章の結果から次のごとく鑑定する。

(1) 鑑定資料(1)に写っている藤田進と鑑定資料(2)および追加資料に写っている人物は法人類学的に見て同一人の可能性が極めて高いと判断するのが妥当である。

(2) その他参考事項 前章参照。

本鑑定に要した期間は、平成 16 年 7 月 19 日から平成 16 年 8 月 7 日に亙る計 20 日間である。

平成 16 年 8 月 7 日

東京歯科大学法人類学研究室
助教授 橋本 正次

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.163]]]]]](2004.8.13)

実務者協議の結果を受け記者会見

昨日まで行われた日朝実務者協議の結果を受けて以下の通り記者会見を行います。

時間 本日 13 日 19:00 過ぎから（家族会・救う会の記者会見終了後引き続き）

場 所 増元事務所（文京区後楽 2-3-8 第 6 松屋ビル 301 調査会の下の部屋）

参加者 藤田隆司さん（藤田進さんの弟）・調査会役員

時間等若干変化があるかも知れませんがご了承下さい。

藤田進さんの鑑定書について

前のニュースでお送りした鑑定書について、一部文字化けしているのご指摘がありました。ご迷惑をおかけしました。ご入り用の方には word の添付ファイルでお送りしますのでご連絡下さい。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.164]]]]]](2004.8.13)

実務者協議の結果について

本日 18:15 分から藤田進さんの弟、藤田隆司さん、調査会代表荒木、専務理事真鍋、常務理事杉野の 4 名が支援室を訪れ、斎木昭隆外務省審議官から実務者協議についての説明を受けました。

今回の実務者協議では政府認定の未帰還 10 名以外では、政府認定以外の拉致被害者の可能性には言及したものの、個人名が出たのは藤田進さんだけでした。

この結果を受けて調査会では代表荒木名の次の談話を発表しました。

日朝実務者協議の終了にあたって

すでに報道されているように、昨日事実上のゼロ回答の中で日朝の実務者協議が終了した。写真が明らかにされた藤田進さんをはじめとする特定失踪者の件についても日本側から言及はしたが北朝鮮側からは何の情報ももたらされなかった。

交渉担当者は最善を尽くされたものと信じたいが、藤田さんの問題及び今回の協議の結果から明らかになったのは、現在のような「警察の捜査」「認定」「外交交渉」「救出」という構造では拉致被害者の救出が実現しないという現実である。事態を打開するためには拉致問題に取り組む体制自体を変化させる必要がある。私たちはそのために次のことを求めたい。

1、海上保安庁を別にすれば国内で唯一捜査権を持った警察が拉致問題に中心的に取り組んできたわけだが、この数十年の間拉致が継続的に行われてきたにも拘わらず、僅か 10 件 15 人を拉致被害者と認定したのみであり、その能力に限界があることは明らかだ。また拉致が明白な藤田進さんについても政府は「認定のためには写真の入手経路の確定が必要」などという、自ら調べればすぐにわかることを理由にして認定を拒んでいる。このさい調査は警察以外の情報機関をより活用し、必要な制度的措置を施して進展をはかるべきであると考えます。

2、前記の延長線上で、警察の事件捜査の観点からの「認定」ではなく、別途に救出のための「特定」を行うべきだと考える。

3、外交交渉を効果あらしめるためにはその裏付けとしての圧力が必要である。直ちに経済制裁の発動を開始し、北朝鮮側の回答がなかったのだから援助も中止して圧力をかけるべきである。

4、4 月のテロ未遂など、北朝鮮内部は混乱をしている。政権崩壊などの突発事態が起きたときには拉致被害者の身辺が危険になることも考えられる。邦人保護の観点からの救出の準備を急ぐ必要がある。防衛庁にもその面から早急な体制作りを求めたい。

平成 16 年 8 月 13 日

特定失踪者問題調査会 代表 荒木和博

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.165]]]]]](2004.8.20)

素朴な疑問

1、 先般来一部のマスコミ関係者が訪朝し、その様子が報道されています。平壤の市場に物が溢れている様子も写されていました。まあ、それならそれで結構なことですが、物が溢れているのに何で食糧援助をしなければならないのでしょうか。

2、 5.22 で小泉総理を出迎えたキム・ヨンイル外務次官は政府認定の 8 人について、死んだものは生き返らないとか言っていたようです。しかし、死んだというのが事実なら、生きて帰った人の 2 倍が死んでいたことになり（曾我ミヨシさんと久米裕さんについては入国していないと言っていますが）、これがまさか自然死だと考えるお人よしはいないでしょう。当然殺害されたことになるわけで、一部が病死だとしても、拉致という強烈なストレスが起因していることは明らかです。

9.22 で国民の怒りが巻き起こったのは「8 人死亡」という消息に対してでした。「よく調べたら生きていました」といって返してくれば「少しは変化しているのだから国交正常化も考えるべきだ」となるでしょう。しかし、「やっぱり死んでいました」となれば国交正常化どころか、「ただちに報復」となった方が自然でしょう。最近首相官邸からも「8 人は死んでいる」という情報が流されているとの話がありますが、小泉総理は超高等戦術（？）で、死亡情報を流し国民世論を対北朝鮮強硬姿勢に誘導して国交正常化推進勢力を押し付けた上で北朝鮮を恫喝しようと考えているのでしょうか。それなら大したものですが。

まあ、金正日も日本のカネが欲しいなら元気な姿で返した方が身のためだと思います。このニュースをお読みの北朝鮮のエージェントの皆さん、ぜひよろしくお伝えください。

3、 曾我ミヨシさんが拉致されると政府が認定した理由は何だったのでしょうか。先日支援室でお聞きしたときは「ひとみさんが拉致されたとき横にいたから」というのが理由になっていました。別に北朝鮮に連れていかれたという情報も、北朝鮮にいたという情報もないのにです。その一方で藤田進さんは認定していません。おそらくはご都合主義なのでしょうね。臨時国会がはじまったら「認定の基準は何なのか」と国会でガンガンやってもらおうと思います。 (荒木)

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.166]]]]]]](2004.8.22)

石川千佳子さんに関する情報について

調査会代表 荒木和博

昭和 53 年月に都内で失踪した石川千佳子さん(ゼロ番台リスト第 5 次発表)について、失踪直後殺害されていたというニュースが入ってきました。まだ警察から本日夕刻ご家族に連絡があったばかりで、詳細は不明ですが事実であれば大変厳しい結果であり、拉致でなく、日本国内で元気におられるのがもっとも望ましいと思っている私たちとしては何とも言いようのない思いです。

ただ、それが事実であればなぜ失踪当時犯罪であると分からなかったのか等、まだ不明な点が少なくありません。山本美保さんの件もあり、警察の発表をそのまま鵜呑みにできないのも正直なところです。ともかく一刻も早く、ご家族にも私たちにも納得のいく形で事実関係が明らかになることを希望します。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.167]]]]]]](2004.8.24)

訃報

本日(24日)午前2時41分、斉藤裕さん(昭和43年稚内市で失踪、1000番台リストの1人)のお母さん、斉藤キナさん(89歳)が急性心不全のため逝去されました。裕さんに会いたいと病床で最後まで言っておられたとのこと。再会を果たしていただけなかったことに責任を感じつつ、慎んでお知らせ申し上げます。

お通夜 8月25日(水)19:00～

葬儀・告別式 26日(木)10:00～

式場 札幌市手稲区西宮の沢3条3丁目281-1

ベルコ手稲シティホール

(011-691-4444)

喪主 斉藤進一さん(ご長男)

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.168]]]]]](2004.8.27)

参考情報

以下は土屋敬之・地方議員の会会長（東京都議）からの参加呼掛けです。締切は過ぎていますがまだ申込は間に合うとのことですので、お誘い合わせの上ご参加下さい。

平成 16 年 7 月 26 日
教育庁

公開講座「拉致事件を通して人権と教育を考える」の開催について

東京都教育委員会は、人権問題への理解を深めていただくために、下記のとおり公開講座「拉致事件を通して人権と教育を考える」を開催します。

北朝鮮による拉致事件は、国家を超えて基本的人権を侵害した重大な事件であり、国際社会においても大きな問題となっています。今回の講座は、拉致事件を通じて人権と教育を考える機会として企画したものです。

記

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成 16 年 9 月 11 日(土) 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

(2) 場所 砂防会館
千代田区平河町 2 - 7 - 5
東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅 徒歩 1 分
東京メトロ銀座線・丸の内線 赤坂見附駅 徒歩 5 分

2 講座内容

(1) 講演 1 「拉致事件被害者家族の思い」

講師：横田 滋・早紀江夫妻（北朝鮮による拉致被害者家族連絡会）

(2) 講演 2 「拉致事件の経緯と現状」

講師：佐藤 勝巳（現代コリア研究所所長・北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会会長）

(3) 講演 3 「豊かな感性を育む人権基礎教育」

講師：高橋 史朗（明星大学教授）

3 対象者及び定員

都内に在住、在勤、在学の方、900名(入場無料)

4 申込方法

参加希望の方は、往復はがき（1枚につき1人）に、氏名、郵便番号、住所及び電話番号を記載し、下記まで郵送してください。

<宛先> 〒163-8001

東京都教育庁生涯学習スポーツ部社会教育課地域支援係 人権学習担当

問い合わせ先

教育庁生涯学習スポーツ部社会教育課

直通 03(5320)6864 公開講座「拉致事件を通して人権と教育を考える」

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.169]]]]]](2004.8.31)

参考情報 戦略情報研究所第2回講演会のお知らせ

戦略情報研究所では下記の要領で第2回講演会を開催します。

日 時：9月29日(水)18:30～

会 場：友愛会館 9階大会議室

〒105-0014 東京都港区芝2-20-12 TEL 03-3453-5381

(都営地下鉄三田線芝公園駅A1出口徒歩2分、JR田町駅徒歩10分)

講 師：青木直人(ジャーナリスト)

テーマ：米中提携・中国が金正日を見捨てる時

講師略歴

1953年(昭和28年)島根県生まれ。中央大学卒業後、社団法人中国研究所で2年間中国語を学ぶ。週刊誌記者などを経て、フリーランスへ。中国、台湾、など東アジアの政治経済軍事情報の取材と執筆をおこなう。人民日報は学生時代からほぼ30年間購読。これまで中国本土30数回、香港、台湾5回、北朝鮮には1回渡航あり。

著書

『日本の中国援助・ODA』(祥伝社)2001年5月 処女作

『中国に再び喰われる日本企業』(小学館文庫)2002年3月

「人脈で読む中国の真実」(実業之日本社)2002年6月

「田中角栄と毛沢東」(講談社)2002年11月

「中国ビジネスのウソ」(宝島社)2003年3月 別冊宝島リアル

「中国ODA 6兆円の闇」(祥伝社黄金文庫)2003年9月

「北朝鮮処分」(祥伝社)2003年10月

他論文多数。

参加費：2000円

この前日28日に特定失踪者(1000番台リスト)16人についての一斉告発が行われます。そのため、講演と別に調査会からの報告も行う予定です。